

廃棄物処理分野における情報の電子化の推進に関する提言 概要

2017年3月14日

一般社団法人 日本経済団体連合会

< 概要 >

- (1) 廃棄物処理法は、1990年代に深刻な社会問題であった不法投棄・不適正処理事案の撲滅等への対応のため、数次にわたり改正された極めて厳格な法律。
 - ◇ 排出事業者責任の徹底に関する規制：処理委託基準、マニフェスト交付義務等
 - ◇ 悪質な事業者排除のための規制：保管・処理基準、品目ごとに求められる業や施設の許可等
- (2) 廃棄物処理法に基づく行政手続は煩雑。遵法意識が強い事業者にとって事務手続の合理化が課題。
- (3) 現在、政府が電子政府化を強力に推進しているなか、廃棄物処理分野においても電子化を推進すべき。
 - ⇒ 事務手続の合理化のみならず、廃棄物の適正処理、不法投棄の撲滅、資源の有効利用など、本格的な循環型社会の構築に貢献。

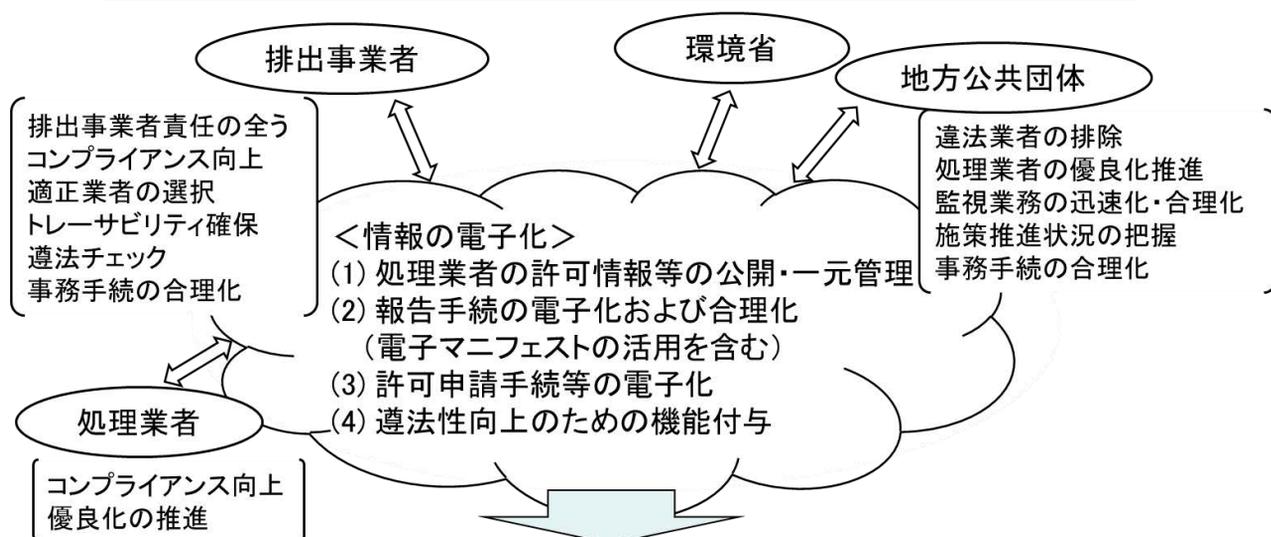
1. 進めるべき電子化の内容

- (1) 処理業者の許可情報等の公開・一元管理
- (2) 報告手続の電子化および合理化 (電子マニフェストの活用による報告事項の整理・統合を含む)
- (3) 許可申請手続等の電子化
- (4) 遵法性向上のための機能付与

2. 今後の進め方

- (1) 廃棄物処理分野における情報の電子化は、排出事業者・処理業者・環境省・地方公共団体にとって意義が大きい(排出事業者責任の全う、処理業者の優良化、行政による監視業務の迅速化等)。
- (2) 一方、解決すべき課題は多い(電子マニフェスト使用の原則化、事業者の営業秘密への配慮等)。
- (3) 環境省が主体となって、関係者が一同に会し検討する場を設置すべき。循環型社会形成に向けたあるべき姿を描いたうえで、課題や各関係者の役割、推進方策等について検討すべき。

廃棄物処理分野における情報の電子化(イメージ)



廃棄物の適正処理、不法投棄の撲滅、資源の有効利用



循環型社会